

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

[基本方針]

本市においては、1972年（昭和47年）に全国に先がけ「福祉都市宣言」を行い「福祉憲章」を制定し、積極的な福祉施策の拡充を推進してきた。

少子・高齢化など社会構造の変化にともない、市民のニーズが多様化、また問題が複雑化するなか、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、地域住民と行政との協働が不可欠である。

総合的な福祉のまちづくりを進めていくために、福祉、医療、保健の連携を強化するとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域がともに支えあう地域福祉の推進を図る。

低所得者福祉においては、対象者の社会的、経済的自立を促進することが大切であり、低所得を余儀なくされる種々の原因に応じたきめ細やかな対応により自立支援を推進していく。

[現況と課題]

1. 2000年（平成12年）に「社会福祉法」が改正されたことや、地方分権型社会への転換により、今後の社会福祉は地域住民とともに進める地域密着型の施策として取り組まなければならない。また、少子・高齢化と核家族化が進むとともに、人々の価値観も多様化しており、様々な福祉ニーズが生まれ、これまで以上の福祉サービスが求められている。

このような状況のもと、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を強化し地域の実情を反映したうえで、児童福祉、高齢福祉、障がい福祉などそれぞれの分野別にきめ細かな施策の推進を図り、地方分権時代にふさわしい社会福祉制度を整備していく必要がある。

また、これら社会福祉分野においては、市民と行政が、それぞれ担うべき役割と責任を明らかにすることにより、多くの市民がコミュニティ活動やボランティア

活動等を通じて、積極的、自主的にまちづくりに参画できるような、協働のシステムを構築していくことが重要である。

2. 国民健康保険には、本市の全世帯の4割、全市民の3割が加入しており、病気やケガをしたときの医療給付や健康保持増進のための健康事業等を実施して、国民皆保険制度を底辺から支えている。

近年、加入者の増加や高齢化の進行とともに医療技術の高度化や医療設備の充実等が要因となって毎年医療費が膨らんでおり、それに並行して保険料負担も増加している。

そのため、医療費の適正化対策の推進や国民健康保険財政の健全化措置を講じながら、国等への国民健康保険制度の抜本改革を強く要望している。

3. 国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の学生、農業、

自営業者等の人で厚生年金等の被用者年金制度に加入していない人を対象に、すべての国民が加入し、すべての国民に基礎年金を支給する制度として確立された。

生涯の安定した生活を保障するため、国民の相互扶助の精神に基づく、国民年金制度の理解と給付の充実が望まれる。

4. 本市の被保護世帯の動向は、1987年(昭和 62 年)以降漸減傾向を保っていたが、長引く不況の影響もあり 1996 年(平成 8 年)以降は再び増加傾向に転じている。2005 年(平成 17 年)4月現在の保護率は 15.63%で、いっそう増加傾向が顕著となっている。被保護世帯数は3,657世帯で、これを世帯類型別で見ると、高齢者世帯、母子世帯および傷病・障がい世帯など福祉サービスを必要とする者が、90.3%と全体の約9割を占めている。こうした傾向は今後も続くものと予想されることから、生活保護行政の運用にあたっては、これらの実態に即したより適切な対応策を講じていく必要がある。

5. 低所得者層に対する支援対策として、世帯更生援護資金等の各種貸付制度をはじめ、他の法令、他の施策の活用を図る必要がある。このため、民生委員等を通じ地域社会における福祉活動のなかできめ細やかな相談体制を構築するとともに、地域と関係機関の有機的な連携を図り、指導の充実と広報活動の強化等を推進していく必要がある。

【主要な計画】

1. 「奈良市地域福祉計画」の進捗管理と見直し

地域住民や社会福祉に関係する人たち、そして行政が相互に協力し合って“支え

あいともに生きる、安心と健康のまちづくり”を推進するために、2006年度(平成 18 年)を初年度とする「奈良市地域福祉計画」を策定した。計画期間を5年とし、社会情勢の変化を見据えて定期的に進捗状況を把握しながら、柔軟に修正・見直しを行う。

2. 地域福祉活動の支援強化

住民の福祉に対する理解と地域福祉活動への参加を促進し、公民協働による福祉のまちづくりの推進を図る。そして、地区社会福祉協議会活動や様々な地域福祉活動の拡充のために、また住民自治によるまちづくりのために、民間と行政が対等なパートナーシップのもと、協働による福祉のまちづくりをめざす。

3. 国民健康保険事業の健全運営

疾病の早期発見、早期治療につながる人間ドック検診、歯科ドック検診の実施及び生活習慣病予防教室等の開催による健康の保持増進(医療費の抑制)を推進するとともに、レセプト点検の充実にによる医療費の適正化に努める。

重要な自主財源である保険料の収納率向上に取り組むため、口座振替制度の推進や国民健康保険制度の啓発による保険料納付意識の向上を図り、国民健康保険財政の健全化を図る。

また、国民皆保険制度において大きな役割をしてきた国民健康保険制度も、社会状況の変化とともに改革を必要としており、国の抜本改革を要望している。

4. 国民年金事業の促進

国民年金制度の改革が予想されるなか、的確な事務対応に努めるとともに「国民年金制度の大切さ」について案内、啓発を図る。

また、年金相談に対する窓口対応の充実を図るとともに、確実な事務執行に努める。

5. 生活保護制度の充実

生活保護行政の推進にあたっては、制度の充実を国に働きかけるとともに、生活困窮者の実態にあった適切な対応策を講じ、生活の安定を図る。

6. 経済的自立の促進

低所得者に対する相談、援助体制の充実を図るとともに、地域や関係機関のネットワークの強化により自立促進を図る。

[主な事業]

- * 奈良市地域福祉計画の進捗管理と見直し
- * 民生委員・児童委員活動の促進
- * 総合相談体制の確立
- * 保健福祉サービスの質の向上
- * 虐待・DV(家庭内暴力)防止対策の推進
- * 音楽療法事業の推進
- * 引きこもり、発達障害など新たな課題への対応
- * 地域福祉活動の支援

第2節 児童福祉

[基本方針]

すべての市民は児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されるよう努めなければならない。そして、すべての児童はその権利を有する。

また、本市は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成していかなければならない。

近年の急速な少子化の進行、核家族化、都市化による近隣関係の希薄化、また、女性の社会進出の増大、ライフスタイルの変化などにより、現在の子どもや家庭をとりまく環境は大きく変化しているとともに、子どもの成長や子育てをめぐる問題が複雑化し、社会問題化している。子どもの健やかな成長のため、関係機関との連携による子育て家庭における保護者の不安感・孤立感の解消をめざす。

また、少子化対策のため、安心して子どもを生き育てられ、子育てに喜びを感じることができる環境整備を行うことを目的に策定した「奈良市次世代育成支援行動計画」を実行するとともに、地域住民との協働による地域全体で子育てを支援するまちづくりをめざす。

[現況と課題]

1. 近年の急激な社会の変化に対応して、多様化する保育ニーズに応えるために、乳児保育、障がい児保育、延長保育、夜間保育、病後児保育、並びに一時保育など保育所機能の充実に向けて適切な対策を講じていく必要がある。

また、子育て家庭における保護者の子育て不安、孤立感の増加等の悩みに応えるため、保育所等において、子育て相談の充実を図る必要がある。

2. 2005年(平成17年)4月現在、本市には、保育所が公営22園、私営18園あり、収容定員は公営3,030人、私営2,305人の計5,335人である。しかしながら、依然、保育所の需要は高く、待機児童をかかえている状況にあるため、民間による新設や増改築等保育施設の整備充実、

また、幼稚園と保育所の総合施設化や余裕教室の有効活用などが重要な課題である。

また、都祁地域においては、少人数化している6ヶ所の保育所を統合し、交通アクセス等を勘案し、充実した幼保一体化を図る幼稚園、保育所の施設の整備を実施する。

3. 児童の健全育成施策の一つである放課後児童健全育成事業が、1998年(平成10年)4月1日から法制化された。現在、バンビーホーム38ヶ所を開設、2005年(平成17年)4月では約2,500人の児童を受け入れている。

しかし、入所児童の急増による施設の狭隘化への対応や老朽施設の計画的整備を行う必要がある、事業内容についても充実を図る必要がある。

4. 2000年（平成12年）11月の「児童虐待防止法」施行後、児童虐待に関する通報件数は年々急増している。2004年（平成16年）10月の法改正は虐待を受けたと思われる場合も通告することになり、今後件数は更に増加すると予想される。児童虐待は、家庭という密室で起こるため発見されにくいということもあり、日頃から子どもや家庭と接する機会の多い関係者や近隣住民が連携して、早期発見し適切な援助をすることが重要である。

5. 現在の核家族化社会においては、保育ニーズの増大のみならず、新たな子育て支援のニーズも多く、育児の負担感、孤立感を抱いている保護者への支援策として、また、地縁・血縁関係の希薄化にともない、住民が主体となって、地域における子育て支援の基盤づくりを行い、支え合いの輪を広げていくことを支援していくため、2004年（平成16年）10月に「奈良市ファミリー・サポート・センター」を開設した。

【主要な計画】

1. 保育内容の充実

子どもの人権に充分配慮しながら、多様な保育ニーズに対応できるよう保育内容の充実を図り、施設整備や保育士の資質向上に向けた研修を計画的に行う。

また、認可外保育施設に対して指導監督を行い、認証保育所の創設を検討する。

2. 保育所の整備・拡充

保育所については、地域の実情に応じて民間による新設や増改築等保育需要の動向をふまえ、整備充実を図る。また、幼保一体での総合施設整備や余裕教室活用の推進を図る。

都祁地区では、保育所を統合し充実した幼保一体化の図れる幼稚園、保育所の施設整備を行う。

3. 放課後児童健全育成事業の推進

現在、開設されている38ヶ所のバンビーホームのなかで、児童の過密化や老朽化したホームについては、その実態を考慮した施設整備の充実を図り、小学校の余裕教室の活用等も検討する。また、事業内容の充実により、利用者の利便性の向上を図る。

4. 児童虐待について各関係機関の連携・強化

児童虐待の予防、早期発見、再発防止のため、地域の関係する各機関が連携して、虐待から子どもたちを守るために「奈良市児童虐待防止ネットワーク」を設立した。

今後、虐待の早期発見、防止につながる情報収集、交換を行い適切な相談及び支援体制の構築と啓発に努めていく。

5. 奈良市ファミリー・サポート・センター事業の拡充

「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」が、依頼、援助、両方のいずれかの会員として登録し、援助依頼があったときに、センターのアドバイザーが依頼会員に援助会員を紹介して、援助活動を行うという会員同士の相互援助活動を調整支援する事業である。今後、会員数、相互援助活動件数の増加を図っていく。

6. 子育て支援アドバイザー制度の創設

地域において子育ての悩みや相談に当たるため「子育てアドバイザー制度」を創設する。

[主な事業]

- * 保育士研修
- * 保育所整備・拡充
- * バンビーホーム増改築
- * 学童保育事業の充実
- * 家庭児童相談
- * 奈良市児童虐待防止ネットワークの
連携、強化
- * 奈良市ファミリー・サポート・セン
ター事業
- * 子育てサークル活動費に対する補助
金交付
- * 地域子育て支援事業
- * 奈良市次世代育成支援行動計画の実行

第3節 母子・父子福祉

〔基本方針〕

ひとり親家庭において、母子家庭では、低所得にともなう生活問題、また、父子家庭においては、子育ての問題等、多くの悩みをかかえている。近年の社会の多様化、高度化・複雑化する諸問題に対する不安を解消するため、母子家庭においては、母子福祉センター等の活動を通じた精神的援助や各種経済的支援の充実や、自立支援のための就労支援など新たな時代に相応しい総合的な対策を実施していく。また、現在、父子家庭に対する施策は、ほとんどなく、母子家庭に準じた施策が必要であるため、今後国への働きかけを行う。

〔現況と課題〕

本市の母子家庭は、2005年(平成17年)4月末現在3,480世帯、8,923人である。このほかにも把握されていない母子家庭があると思われるため、その実態の把握に努め、母子福祉資金の貸付制度、母子生活支援施設への入所保護、母子家庭医療費の助成等を継続していく必要がある。

母子福祉センター「母と子の家」は、母子家庭及び寡婦を対象に、同じ境遇の人々が意見交換をすることによって心が癒される場として、また、各種の相談に応じるとともに、生活指導及び生業の指導を行う目的で設置されたものであるが、交通アクセス等の問題で利用者が減少傾向にある。

今後、母子家庭の自立を支援する施設として、活動内容を充実し、活発な利用を図っていく必要がある。

2. 父子家庭については、父子家庭の世帯数、父子家庭が抱える問題等の実態把握ができないのが現状である。

今後、父子家庭が抱える問題等の把握

に努め、父子家庭の支援施策について国に働きかけるとともに、児童の健全育成と父親の就労専念の支援並びに日常生活支援制度等の充実を図っていく必要がある。

〔主要な計画〕

1. 母子福祉センター活動の充実

母と子のふれあいの機会をつくるとともに、各種相談、生活指導及び生業指導活発化のため、母子福祉センター「母と子の家」の活動内容を充実する。また、交通アクセス等を勘案し、センター機能の移転も視野にいたした整備が必要である。

2. 母子家庭の援護

生活指導、就労指導、母子福祉資金の貸付けなど援護を強化し、経済的自立の促進を図るとともに、児童の健全育成と親の就労専念を支援するため、保育所への優先入所を行うなど経済面、精神面ともに自立できるよう環境づくりを進める。

3. 父子家庭の援護

就業専念支援のため、父子家庭に対する介護人の派遣や保育所への優先入所を行っているが、母子家庭に準じた施策が必要であるため、国に施策の創設を働きかけ、児童の健全育成を推進する環境づくりを進める。

[主な事業]

- * 母子福祉センター事業
- * 相談事業
- * 子育て短期支援事業
- * 母子家庭自立支援給付金事業
- * 就業支援講習会事業
- * 日常生活支援事業

第4節 高齢者福祉

〔基本方針〕

少子・高齢社会をはじめとする社会構造の変化に対応した福祉施策を展開し、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らすことのできる社会の構築が重要課題である。

このため、1994年（平成6年）9月「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言の趣旨をふまえ、「奈良市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の積極的な社会参加を支援する等の諸施策や、介護保険制度の円滑な推進を図る。

〔現況と課題〕

1. 本市における65歳以上の高齢者の人口は、2004年度（平成16年度）末で約68,000人（総人口の18.6%）、後期高齢者といわれる75歳以上の高齢者人口は約29,000人（総人口の7.9%）であるが、2008年度（平成20年度）末には65歳以上の高齢者が約79,000人（総人口の21.2%）、後期高齢者が約34,900人（総人口の9.4%）と、急速な増加が見込まれている。

当然、こうした高齢者の増加とともに、寝たきりや認知症高齢者等の要援護高齢者の増加が予測されるため、各種施策の拡充を推進しなければならない。

2. 2000年度（平成12年度）から施行の介護保険制度は、2005年度（平成17年度）に制度改正が行われたが、今後も多くの制度的改善が図られる可能性が高く、本市としても改善すべき点について要望している。

制度の組み立てが複雑であるため、高齢者すべてに理解と認識が行き渡っているとは言い難い現状であり、高齢者の安心を支える制度として定着するよう、啓

発推進に努める必要がある。

また、公平、公正な介護認定を行うことや、介護保険財政の健全な運営を図ることが求められる。

3. 国のゴールドプラン21を受け、2003年（平成15年）策定の「奈良市老人保健福祉計画」にもとづき、特別養護老人ホーム等の施設整備に努めてきた。その結果2005年度（平成17年度）末で特別養護老人ホーム15施設981人、ケアハウス9施設270人など、一定の基盤整備が進捗しているが、いまだ計画の目標に達していないものもある。今後は介護保険事業計画に定めたサービスの需給のバランスを見据えながら、サービス基盤の整備を推進する必要がある。

〔主要な計画〕

1. 在宅福祉サービス等援護対策の充実

要介護高齢者の介護施設入所や在宅サービスの大半は、介護保険制度による利用サービスとなっている。

そのため、予防重視型システムへの転換を図り、要支援、要介護になるおそれ

のある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業である「地域支援事業」等の充実を図る。

また、安心して在宅で暮らすことができるよう、行政と地域が一体となった福祉ネットワークの構築を図る。

2. 介護保険制度の円滑推進

介護保険制度を円滑に推進するために、介護保険事業計画に定めた各サービスの種類ごとの必要量と供給量の把握を行いながら、サービスの必要な高齢者が安心してサービスを受けられる体制づくりに取り組んでいく。また、介護保険財政の安定的運営のため、適正な保険料の収納に努める。

3. 老人福祉施設の整備

高齢者が各種相談や教養の向上、レクリエーション等を行える拠点施設として東老春の家、西老春の家、北老春の家を設置しているが、南部地域にも建設を行う。

また、在宅生活が困難な高齢者のためのケアハウスや、介護保険対象の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設等についても、介護保険事業計画に見合った整備が必要である。そのため、社会福祉法人が行うこれらの施設（老人保健施設については医療法人が設置するものを含む。）整備については民間施設の立地誘導を図る。

4. 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し

介護保険制度では、法の規定により3年を1期とする「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画」を定めることとされている。

また、「老人保健福祉計画」は、地域における老人保健福祉事業全般にわたる供給体制確保に関する計画として、「介護保険事業計画」を包含するものである。

したがって、両計画は、連携して調和を保ったものとして策定する必要があるため、2006年度（平成18年度）を初年度とする「奈良市老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画」を策定した。

本計画は、定期的実施状況の点検を行い、必要があれば修正を加えるとともに、国の動向等を勘案しながら、高齢者のニーズにかなった計画となるよう見直す。

[主な事業]

- * 地域支援事業（介護予防サービス）
- * 万年青年クラブ活動育成指導
- * 介護保険制度の趣旨普及啓発
- * 老春の家建設
- * 老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画の見直し

第5節 障がい者・児福祉

〔基本方針〕

障がい者・児福祉対策の基本は、障がい者・児が家庭や地域で健常者と同じように日常生活ができる社会の実現を求めるノーマライゼーションの理念を確実に定着させることにある。

そのため、1994年（平成6年）に策定した「奈良市障害者福祉基本計画」をふまえ、障がい者・児に適切なサービスを提供できる体制を整備するために、本計画の見直しを図る。

また、2005年（平成17年）に成立した身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれの障がい者の福祉サービスの一元化等の改革による「障害者自立支援法」にもとづき、3年を1期とする「奈良市障害福祉計画」を策定する。

〔現況と課題〕

1. 本市の身体障害者手帳所持者数は、2005年（平成17年）4月現在、11,074人（人口比3.03%）となっている。

このうち障がい種別では、肢体不自由55.3%、視覚障がい7.9%、聴覚言語障がい9.0%、内部障がい26.7%で、肢体不自由が過半数を占めているが、近年、内部障がいの増加が著しい。

また、年齢別では、18歳未満の障がい児が2.5%、65歳以上が61.9%と高齢化の傾向が一段と増している。

一方、療育手帳所持者（知的障がい者・児）は、1,802人で、うち18歳未満の児童は567人（31.5%）となっている。

2. 市内における障がい者・児のための福祉施設は、身体障がい者施設として4施設、肢体不自由児施設として1施設、重症心身障がい児施設として1施設、知的障がい者施設として11施設、知的障がい児施設として3施設がある。

奈良市の施設としては、1984年（昭和59年）9月に総合福祉センターを開設し、

2005年（平成17年）には心身障害者福祉作業所と第2心身障害者福祉作業所を統合して、通所授産施設「授産施設みどりの家」を開設するなど、これらの整備に努めている。

また、障がい児教育施設としては、県立奈良養護学校、県立奈良東養護学校がある。

3. 障がい者援護施策として、障がいの除去、軽減や残存機能の維持を図る更生医療、心身障害者医療費助成、重度心身障害者老人等医療費助成を行うとともに、障がい者のリハビリテーションや高齢者の認知症予防及び進行抑制を図るため、音楽のもつ特性を活かした音楽療法を充実する。

また、在宅福祉対策として補装具給付、日常生活用具給付・貸与、ホームヘルパー派遣、理容サービス、配食サービス、訪問入浴サービス、各種手当の給付などを実施しているが、給付内容の整備充実を図り、各給付の組み合わせ等により、多様化するニーズに応えられるようにし

ていく必要がある。

4. 障がい福祉では、広範な社会活動への参加促進がひとつの課題である。バス優待乗車証の交付や福祉タクシー制度、ガイドヘルパーの派遣、手話通訳者の派遣などにより、その基盤は徐々にではあるが形成されてきている。しかし、社会活動への参加についての対策は依然として不十分であり、民間企業や関連機関と連携、協調し就労雇用の整備拡大を進めていく必要がある。

5. 障がい者対策の推進にあたっては、市民の理解と協力は不可欠であり、障がい者問題は障がい者のみの問題としてとらえるのではなく、社会全体に関わる基本的課題ととらえるべきである。

障がい者が安心して生活できるまちづくりを推進していくために、障がい者の自主的活動の指導援助をはじめ、市民ボランティア活動の組織化、市民啓発活動の強化等を行っていくことが大切である。

6. 障がい者の社会参加の促進を図る観点からも、障がい者をはじめ高齢者、妊婦などだれもが気軽に安心して外出できるまちづくりを進めており、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の適用を受けないものについても、1996年（平成8年）に「奈良市福祉のまちづくりのための建築物の環境整備要綱」を定め、これに基づき公共施設や多くの市民が利用する民間の建築物等を、だれもが利用しやすい構造や設備に改良するように指導している。

また、駅エレベーターの整備に助成し、バリアフリー化に貢献するとともに、きめ細かな福祉のまちづくり対策を推進している。

【主要な計画】

1. 奈良市障害福祉計画の策定

「障害者自立支援法」に基づき、3年を1期とする「奈良市障害福祉計画」を策定する。

2. 保健・医療の充実

生活形態に応じた適切な保健、医療体制を充実するため、その拠点となる総合福祉センターの機能整備を図るとともに、発生予防対策の推進、早期発見、早期療育体制の確立、医療、リハビリ訓練体制の強化を進める。

3. 施設福祉

現在の福祉施策は、施設福祉と在宅福祉を車の両輪として総合的に推進している。

施設の整備については、重度の障がい者の生活支援機能をはじめ、リハビリテーションや職業訓練を行う地域生活の拠点としての通所施設の整備が必要であり、社会福祉法人が行うこれらの施設整備に対して助成を行う。

4. 教育の充実

障がいをもつ子どもたちが幼児期、義務教育期にわたり、適切な教育を受けられるように、就学前教育と学校教育の充実を図る。

5. 在宅生活の支援

心身障がい者・児の在宅福祉を推進するために、補装具、日常生活用具などの給付、ホームヘルパーの派遣、各種手当の支給等の在宅福祉サービスを充実させ、併せて社会福祉協議会を通じたボランティアが、地域社会を中心に多様な活動を

推進していくことを援助し、地域社会でのニーズに応えられるようにしていく。また、障がい者の日常生活の相談窓口として地域生活支援センター等で新たなサービス事業体系に対応できるよう推進していく。

6. 就労の促進

障がい者の自立の促進を図るためには、障がい者の就労雇用が重要である。そのため、障がい者就労・生活支援センター事業の指定を受け障がい者を就労につなげるための生活支援を図る。

7. 啓発・広報の推進

こころの通った福祉の基盤を形成し、障がい者とともに生きる社会を形成していくため、障がい者問題がすべての市民自身の問題であることを改めて認識できるように市民啓発、広報、福祉教育の充実を図る。

8. スポーツ・文化活動の振興

障がい者の社会参加の促進、自主性の向上、機能訓練等に重要な役割を果たすスポーツ文化活動を振興するため、各種教室、大会等への参加促進と障がい者による自主活動の支援を行う。

9. 福祉のまちづくりの推進

障がい者がやすらぎのある社会生活を営めるように、建物、道路、交通機関等の環境や施設のバリアフリー化を進めるとともに、社会参加を容易にするための条件整備を図る。

[主な事業]

- * 奈良市障害福祉計画の策定
- * 身体障害者手帳の交付
- * 地域生活支援センターの活用
- * グループホームへの助成
- * 障がい者問題の啓発・広報
- * 自主活動の支援
- * 福祉のまちづくりの推進

第6節 保健・医療・衛生

〔基本方針〕

近年の社会環境や疾病構造の変化等により、保健、医療に対する市民のニーズは、ますます増大かつ多様化、高度化する傾向にあるため、生涯を通じた健康づくりと総合的な保健、医療提供体制の整備充実が必要である。

このため、保健、医療に関する需要に的確に対応することができるように、保健所及び保健センター等を核として体制を充実させるとともに、市立奈良病院を中核的医療機関として位置づけ保健医療関係機関との協力を密にし、社会福祉等の関連施策と有機的な連携を図りながら、地域の特性を活かした地域保健医療対策を総合的に推進する。

また、市民に開放された親しみのもてる都市公園的な火葬場、墓地等の環境衛生施設整備を推進するとともに、市民が快適で健康的な生活環境を確保できるよう環境衛生対策の推進に努める。

〔現況と課題〕

1. 市内の医療施設は、2005年（平成17年）4月において病院が独立行政法人国立病院機構立1か所、県立1か所、市立1ヶ所、民間18ヶ所の計21ヶ所、診療所が350ヶ所、歯科診療所が194ヶ所、助産所18ヶ所で、病床数は4,347床となっている。

休日夜間における救急医療対策として、市立休日夜間応急診療所、市立休日歯科応急診療所を開設しているが施設の狭隘化と老朽化にともない、施設や設備の拡充整備等機能強化を図る必要がある。また、重症患者の受け入れの二次、三次体制についても、市立奈良病院をはじめ各関係機関との連携強化による救急医療体制の充実強化に努める必要がある。

2. 市民の生命や健康の安全を脅かす食中毒、感染症、生物化学テロに代表される健康危機の発生に備え、保健所を健康危機管理の拠点として、医療機関、警

察、その他関係機関との連携・調整を行うことにより、更なる健康危機管理体制の強化を図る必要がある。

3. 市民の健康に対するニーズはますます増大の傾向にあり、乳幼児から高齢者にいたるまでの保健予防対策として、乳幼児期における各種予防接種、乳幼児健診、すこやかな成長のための育児支援及び生活習慣病の予防、特に中高年の予防医療や介護状態となることの予防としての各種健（検）診、健康教育、健康相談、訪問指導等、保健事業の充実を図る必要がある。

また、市民の主体的な健康づくりを支援するためには多様な経路からの的確な情報提供が重要である。

市民それぞれに合った生涯を通じた健康づくりを推進するため、市民の参画と関係機関との連携のもと地域で支援する体制を構築する必要がある。

一方、近年の感染症を取り巻く状況は

変化し、重症急性呼吸器症候群（SARS）や高病原性鳥インフルエンザ等の新興感染症、他に結核等の再興感染症、さらに、腸管出血性大腸菌O-157等による食中毒、HIV、エイズなど、感染症の発生、拡大を阻止するための危機管理の観点に立った迅速かつ的確な予防対策が重要となっている。同時に患者等の人権に配慮した対策を進める必要がある。

4. 市民の健康づくりの拠点として保健センターが設置されているが、多様化する健康づくりのニーズに対応するため、保健所の建設計画にあわせて整備する必要がある。

5. 保健所施設については、保健所、保健センター、環境衛生検査センターの機能を持った総合的な施設を、早期に建設する必要がある。

6. 近年、食品の安全性、信頼性を揺るがす様々な問題が発生し、食品への不安、不信がかつてないほど高まっている。

こうした状況を背景に、食品の安全性確保に関する基本理念を定め、関係者の責務を明確にした「食品安全基本法」が制定されたところであり、本市においては国及び県との適切な役割分担をふまえ、食品の安全確保の基本的な方針を明らかにするとともに、食品の安全確保施策を総合的・計画的に推進する必要がある。

7. 少子・高齢化、核家族化が進行し、動物と共に暮らす気風が生まれ、犬、猫の飼養数が増加している。そうしたなか、近隣とのトラブル、不適正な飼養管理や、人と動物の共通感染症である狂犬病に対する認識も薄れつつある。そこで、動物愛護精神の高揚を図り「人と動物の共通

感染症の予防」を基本とした動物行政を推進する必要がある。

8. 近年の高齢化等の要因及び埋葬方法の変更等により、年々火葬件数が増加している。現在の火葬炉は1982年(昭和57年)に全面改修し、その後部分改修を重ねたが、施設の狭隘と老朽化により新しい施設の建設が必要となっている。

また、現在市営墓地を4ヶ所設置しているが、いずれも供給済みである。核家族化等により、墓地需要は増大しており、これに対処するため公園墓地建設を推進する必要がある。

9. 公共下水道等の普及により住環境の整備が進み、衛生害虫の発生源等も市民の協力により減少しつつあるが、健康で明るく住みよい環境づくりのため、今後とも地域の実情にあった防疫活動が必要である。

【主要な計画】

1. 地域医療体制の整備

医療施設の確保については「奈良県保健医療計画」にもとづく奈良保健医療圏のなかで必要病床数を確保し、市民の医療需要における不安解消に努める。

そのため、既存病院の病床の増床と設備充実等に協力するとともに、国から経営移譲を受けて開設した市立奈良病院を、本市の中核的医療機関として運営を行い、病院機能の充実に努める。

また、総合医療検査センターにおいて市民の日常の健康増進、疾病の予防や早期発見を行い、市民の医療需要に応じた体制を確立する。

2. 救急医療体制の整備

本市の救急医療体制は、一次応急診療及び重症患者受け入れの二次及び三次体制を確立し、市民への適切な医療の提供に努めているが、一次体制の整備充実を図るとともに、二次、三次体制についても各関係機関との連携強化による体制整備に努める。さらに、空白時間帯の解消に取り組む。

市立奈良病院では、救急告示病院の認定を受け、病院群輪番制、小児科病院輪番制に参加するとともに各関係機関との連携及び調整を図りながら救急医療、小児医療体制の整備に積極的に取り組む。

3. 健康危機管理体制の充実

市民の生命や健康の安全を脅かす危機管理を迅速かつ的確に実施するため、健康危機管理体制の充実を図り、健康被害の発生予防、拡大防止のための職員の資質の向上、情報の収集及び提供に努める。

4. 予防対策の強化

市民の感染症予防対策として、乳幼児期における各種予防接種の接種率向上と個別接種への移行に努め、予防接種後の健康状況調査の実施をはじめ相談窓口を充実し、予防対策の拡充を図る。

また、乳幼児における各種の健（検）診受診率の向上を図り、安心して子育てができるよう、母親教室、育児教室等母子保健事業の充実を図るとともに、中高年の生活習慣病を中心とするさまざまな病気を発病前に防ぐ予防医療や、介護状態となることの予防のため、各種健（検）診、健康教育、健康相談、訪問指導等、老人保健事業の充実を図る。

5. 奈良市21健康づくりの推進

「奈良市21健康づくり」にもとづき、市民が自ら健康に配慮しつつ、生涯にわたって健やかで安全な生活を送ることができるよう、生活習慣改善に対する自主的な取り組みを支援するとともに、保健師等専門職員の確保を図り、健康づくりの推進に努める。

6. 疾病対策の充実

核や腸管出血性大腸菌O-157等の感染症予防に関する正しい知識の普及啓発に努める。エイズ等の性感染症については、人権への配慮を行い、若年者への啓発と相談、検査体制の充実を図る。特に結核については、DOTS（直接服薬確認療法）事業を実施し、治療成功率を向上させ罹患率の改善を図る。

また、難病患者等、長期療養を必要とする市民の在宅療養を支援するため、保健、医療、福祉の連携、訪問相談や医療相談の充実、居宅支援サービスの実施など、地域ケアの充実を図る。

7. 精神保健福祉の充実

精神障がい者の自立と社会復帰、社会参加を推進するため、精神保健福祉相談や地域における居宅生活支援体制を充実するとともに、精神保健に関する知識の普及に努める。また、生涯を通じた地域保健福祉支援を充実する。

8. 保健センターの整備

疾病予防、健康づくり対策の充実強化を図るため、保健所の建設計画にあわせて、保健センターの整備を図る。

9. 保健所施設の整備

地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、保健所施設の速やかな整備を図る。

10. 食の安全確保

食品事業者がその責務を果たし、安全な食品を供給しているか否かを確認するため、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進する。「奈良市食品衛生監視指導計画」の策定にあたっては、案の段階からその趣旨及び概要を公表し、市民から寄せられた意見を参考に案を再検討するなど、情報及び意見交換の促進を図る。

11. 人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進

動物が命あるものであることをふまえて、動物の愛護と適正な飼養を図り、人と動物の共通感染症を予防することにより人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進に努める。

12. 火葬場・公園墓地の整備

火葬件数の増加や経年による火葬施設の老朽化のため、火葬炉を増設した火葬場を新設する。

また、核家族化等により墓地需要はますます増大するものと予想されるため、公園墓地の新設を推進する。

[主な事業]

- * 救急医療施設・設備の充実
- * 病院事業
- * 予防接種
- * 母子保健事業
- * 老人保健事業
- * 結核対策事業
- * エイズ対策事業
- * 感染症対策事業
- * 難病対策事業
- * 精神保健対策事業
- * 保健センターの整備
- * 保健所施設の整備
- * 食品衛生等指導
- * 動物管理指導対策
- * 火葬場・公園墓地の新設